

## 青森大学の研究推進と研究ブランディング事業の推進に関する会議の設置及び運営について

平成28年3月1日制定

平成28年6月29日改正

学長裁定

### (目的)

1 青森大学の研究推進と研究ブランディング事業の推進に関する会議（以下「推進会議」という。）は、学長の指揮統括の下、青森大学の全ての学部等部局が連携協力し、資源を結集して、青森大学の研究推進について全学的な司令塔として方針と企画を示し、研究活動の適切な実施と点検・評価を行い、必要な調整等を行うこと及び「地域とともに生きる大学」である青森大学にふさわしい、全学的な優先課題としての多面的、総合的な研究について、研究テーマ及び研究体制を構築し、「青森大学研究ブランディング事業」として計画的に推進することを目的とする。

### (全学的な研究推進)

2 推進会議は、青森大学研究ブランディング事業を含む全学の研究推進に関し、次の事項を審議する。

- (1) 青森大学における研究推進についての全学的な方針と企画について
  - (2) 研究活動への予算配分と執行、運営について
  - (3) 科学研究費補助金等外部資金の獲得について
  - (4) 研究支援体制の整備について
  - (5) 研究倫理、研究費の適正使用について
  - (6) 研究テーマの設定、研究チームの編成について
  - (7) 研究活動の点検と評価について
  - (8) 研究成果の発信と大学の魅力向上(ブランディングの推進)について
- 2-2推進会議の下に、全学的な研究支援を行う研究支援室を置く。

### (青森大学研究ブランディング事業の推進)

3 推進会議は、全学的な優先課題としての青森大学研究ブランディング事業に関し、学長の統括の下、地域の経済、社会、雇用、文化等の発展により地域社会の再生・活性化を実現することに資することを旨とし、青森大学研究ブランディング事業の企画、サブテーマの設定、各学部等の連携協力による研究体制の構築、研究活動への予算配分、研究活動の点検・評価、研究活動の成果の発信等事業の的確な実施に必要な事項全体を計画的に推進する。

(青森大学研究ブランディング事業のテーマ)

4 青森大学研究ブランディング事業のテーマは、文系、理系が揃った青森大学のあらゆる能力を総合的に発揮して推進できるよう、短命県の返上、健康長寿社会の構築、少子高齢化への対策、地域コミュニティの再生、市街地の再生や技術革新等による地域経済や観光の活性化、情報通信技術の活用など、地域社会が抱えている課題の解決を目指すものとし、「健康長寿社会を構築し、地域社会の再生・活性化を進めるための大学と地域との連携協力の総合的な推進の在り方に関する研究(仮題)」として、準備を始め、平成28年度から具体的な研究を実施する。

(青森大学研究ブランディング事業の研究チームの組織)

5 青森大学研究ブランディング事業を実施する教員のチームは、各学部から募り、学長の指名によって組織する。

(推進会議の構成)

6 推進会議は、学長、学長補佐全員、全学部長、事務局長のほか、学長が指名する教職員により構成する。

(配慮事項)

7 青森大学研究ブランディング事業を含む全学の研究推進の企画、実施等に当たっては、次のような点に十分配慮し、青森大学の魅力向上(ブランディングの推進)に努めるものとする。

- ① 青森大学研究ブランディング事業は、青森大学として全学的優先課題の研究と位置付ける。
- ② 科学研究費補助金による研究、その他の研究プロジェクト等について一層の充実を図り、相互の連携を強めていくものとする。
- ③ 地域の経済団体、高等学校その他の教育機関等との連携協力を一層進めるものとする。
- ④ 地方公共団体等との協力事業を強化し、連携を進めるものとする。
- ⑤ 学生の活動が地域社会に還元され、地域社会を担う人材の育成に資する内容となるように工夫する。

(推進会議の事務)

8 推進会議の事務は、事務局長及び事務局各課の協力により行う。

(改正)

9 この裁定の改正は、学長が行う。